

社会福祉法人立川市社会福祉協議会
支えあいサロン助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者や障害者、子育て中の親などが孤独、孤立に陥らないよう、また防災上の観点からも定期的に近隣住民などと集まり、共に助け合い、支えあう活動を推進する支えあいサロンの助成について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 支えあいサロンとは、立川市内において高齢者や障害者、子育て中の親などの構成員3人以上のグループが、概ね月に1回以上公共施設または構成員の自宅などで、近隣住民あるいは構成員相互に孤独、孤立に陥らないよう、定期的な支えあいを基調としたグループ活動をいう。ただし、構成員を特定一部の者に限るグループ活動は除き、必要としている人の参加を拒まないことを条件とする。

(登録)

第3条 この要綱により、助成金を受けようとするグループは、社会福祉法人立川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）市民活動センターたちかわ（以下「センター」という。）支えあいサロン登録申請書（第1号様式）により申請し、審査を経て登録する。

(助成内容)

第4条 助成内容については、次の各号のとおりとする。

- (1) 会場使用料 有料施設を使用した場合は、実費または500円のどちらか少ない金額。グループ構成員の自宅を使用した場合は、1回につき500円以内とする。助成については、週1回分の会場使用料とする。
- (2) 講師料及び活動材料費 飲食代を除き、1事業年度において10,000円以内の実費とする。ただし、年度の後期において登録した団体は、5,000円以内の実費とする。
- (3) その他 社協会長が必要と認めた内容の必要額。

2 社協センター助成事業を利用する団体については、その助成を受けた年度において、前項にある会場使用料、講師料及び活動材料費は助成しないものとする。

(助成金の支給方法)

第5条 前条の助成金を受けようとするグループは、支えあいサロン開催報告

書兼助成金請求書（第2号様式）を活動した月の翌月の10日以内に領収書を添付の上社協会長に提出し、社協会長はそれを審査しその月の末日までにグループの指定した口座に振り込むものとする。ただし、指定した口座については郵便局を除く金融機関とし、末日が金融機関定休日の場合は、その翌営業日に振り込むものとする。

（保険の加入）

第6条 社協会長は、グループ活動の事故に備え損害保険に加入し、その費用を負担する。

（届け出）

第7条 この要綱により助成を受けたグループは、次の事項に変更があった場合は、社協会長に届け出なければならない。

- （1）代表者の氏名、住所及び電話番号
- （2）指定した振込口座
- （3）グループを解散したとき
- （4）その他、社協会長が必要と認めた事項

（情報の公開について）

第8条 この要綱により助成をうけたグループは以下の情報を公開することとする。

- （1）サロンの名称、開催場所（自宅開催の場合は町名まで）、開催日を公開する。公開は社協センターの広報物、HPなどとする。

（委任）

第9条 この要綱施行の際、定めのない事項については、社協会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成14年8月1日から施行する

附則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する